

市長意見の提出状況

((仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書)

1 袖ヶ浦市長意見

意見あり (別添 1頁～4頁)

2 木更津市長意見

意見あり (別添 5頁～7頁)

3 市原市長意見

意見あり (別添 9頁～12頁)



別添

袖 環 第 2 4 1 号

平成 2 8 年 4 月 2 8 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

袖ヶ浦市長 出口 清



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画 環境影響
評価方法書に対する市長意見について (回答)

本市の環境行政につきましては、日頃からご指導ご協力頂き感謝申し上げます。

さて、平成 2 8 年 2 月 3 日付け、環第 7 7 5 号で依頼のありました標記の件について、別添のとおり回答いたします。

「(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1, 2号機建設計画 環境影響
評価方法書」に対する袖ヶ浦市長意見

当該事業は、合計出力200万kWという国内最大級の石炭を燃料とする火力発電所を建設する計画である。

事業計画は、最新のコンバインドサイクル天然ガス火力発電に比べ、ばい煙等の排出量が非常に大きい微粉炭燃焼方式を採用している。

また、事業計画地は、既に大規模工場が多く存在する石油コンビナート地域にあり、かつ施設から約1kmの距離には住宅地も存在し、さらに閉鎖性水域である東京湾に面するとともに、光化学スモッグの多発する地域でもある。

これらのことから、事業者は地域の特殊性を鑑み、当該事業については環境に最大限配慮する必要があるとあり、環境影響評価は、より慎重かつ詳細に行われるべきである。

袖ヶ浦市では、慎重に検討を行った結果、下記の事項について所要の措置を講ずる必要があると判断する。

記

1 総括的事項

- (1) 事業計画の具体化にあたっては、既存の実用化された技術の採用に留まることなく、随時環境の保全に関する最新の知見を取り入れ、未利用の技術を含めた最良の利用可能技術の導入について検討し、石炭火力発電における先進的な役割を果たすよう努め、より一層の環境負荷の低減を図ること。
- (2) 特に閉鎖性水域である東京湾は、既に沿岸部に大規模工場が多く存在し、多量の温排水等が排出されるなど環境負荷が高い地域である。これら地域の特殊性を鑑み、温排水や温室効果ガス等の発生については、より一層の削減及び環境負荷の低減を図られるよう望む。
- (3) 近隣において、別の石炭火力発電所の設置計画があり、現在並行して環境影響評価の手続きが進行している。千葉県知事においては、このような複数の施設計画がある場合の評価手法等について明示し、適切に事業者を指導するよう要望する。

2 各論

(1) 大気環境について

- ア 当該施設の稼働に伴う光化学オキシダント及び二次粒子生成を含めた粒子状物質への影響を最大限回避するため、ばい煙等の一層の削減を検討すること。
- イ ばい煙処理設備については、機器等の構成、処理能力、処理効率等を明らかにし、現時点で利用可能な最良の技術的方法であるとした理由をわかりやすく説明すること。
- ウ 当該施設の稼働に伴う光化学スモッグ発生の増加を心配する市民の声は多いことから、その発生の原因のひとつとなる多環芳香族炭化水素や揮発性有機化合物などについても、燃焼後の再生成の可能性等、排出実態を調査研究し、結果を明示すること。
- エ 微小粒子状物質について、現状を調査、把握し、準備書作成までに予測手法が確立された場合には、適切に予測及び評価すること。
- オ 施設の稼働に伴う重金属等の微量物質について、排ガス中のばいじん中の比率を用いて換算するとしているが、水銀に係る予測にあっては、環境省が実施している水銀大気排出実態調査等も踏まえ、気体状水銀も含めた排出実態を正確に把握した上で予測・評価を行うとともに、必要に応じ排出削減対策を検討すること。
- カ 使用する石炭の重金属等の微量物質について、ばい煙処理による除去効率を明らかにし、それらの含有量の許容限度等、原料炭に求められる規格（性状）を明記すること
- キ 石炭粉じんの飛散防止について、搬出入口や密閉型コンベアの構造等、具体的な環境保全措置内容を明示すること。

(2) 水環境について

- ア 温排水を排出する東京湾は閉鎖性水域であり、既に当該水域内の多くの工場から温排水が排出されていることから、温排水の排出にあたっては排出熱量の削減に努めること。
- イ 温排水の拡散予測については、潮汐・潮流・水深等を考慮したそれぞれのケースについて詳細に行うこと。
- ウ 冷却水の取放水により、水環境や生物環境への影響がないか、またはその程度が極めて小さいことを具体的に明らかにして、その根拠を示すこと。なお、事業内容の具体化の過程において、環境影響が予想

された場合は、調査、予測及び評価を行うこと。

(3) その他

- ア 南袖地区に計画されている石炭灰有効利用設備等の内容を明示し、当該設備による影響（大気環境、廃棄物等）について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。
- イ 石炭灰海底輸送トンネルの掘削に伴う影響（海生生物、残土等）について、個別に必要な調査を実施し、予測及び評価をすること。
- ウ 供用時の事後調査については、大気質、水質のみならず温排水や温室効果ガスについても詳細かつ継続的に行い、結果を市民にもわかりやすい形で公表すること。
- エ 災害発生時において懸念される環境への影響を明確にするとともに、その回避手段と非常時における対応を明示すること。

木 環 管 第 1 2 5 号

平成 2 8 年 4 月 2 6 日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

木更津市長 渡辺 芳邦



(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画に係る環境影響評価
方法書に対する意見について (回答)

平成 2 8 年 2 月 3 日付け環第 7 7 5 号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり提出いたします。

木更津市環境部環境管理課

計画・保全担当

TEL : 0438-36-1443

FAX : 0438-30-7322

E-mail:kankyous@city.kisarazu.lg.jp

(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画に係る環境影響評価方法書に
対する木更津市意見

1 全般

- ・ 事業による影響の予測・評価にあたっては、予測範囲内の海底の地形、海流の状況や特徴的な自然環境などの局所的な条件を加味し、最適なモデルを採用するとともに、その根拠を明記すること。
- ・ 事業実施想定区域周辺の地域は、同種の事業場が集中していること、前面海域が良好な漁場になっていることを考慮し、環境への影響が可能な限り回避・低減するよう努めること。

2 大気関係

- ・ 事業実施想定区域周辺は、一部の大気汚染物質が環境基準を超過していることに加え、毎年光化学スモッグ注意報が発令される状況にあることから、既存の発生源との複合的な影響、短期的高濃度時の予測、評価を行うとともに、可能な限り環境への影響を低減させる対策を実施すること。
- ・ 冬期は北東よりの風が多く、牛込地区に原料の石炭が飛来するおそれがあることから、牛込地区を石炭粉じんに係る調査地域に加えること。

3 騒音、振動関係

- ・ 当該事業の実施に伴い、木更津市内の道路についても建設中及び稼動後の大型車の交通量、自動車騒音、道路振動の増加が考えられることから、影響をできる限り低減させるとともに、適切に予測・評価すること。

4 悪臭関係

- ・ 木更津市内の指定地域の記載を追加すること。

5 水質関係

- ・当該事業の実施に伴い、事業実施想定区域の周辺海域への温排水の影響が懸念されることから、事業の実施にあたっては、可能な限り影響が小さくなる方法を採用した上で、既存施設からの温排水の影響を考慮し、合理的かつ丁寧に予測・評価を実施すること。
- ・事業実施想定区域から盤洲干潟にかけては、海苔、貝類等の漁場となっており、事業実施に伴う漁場への影響が懸念されることから、「建設時の水の濁り」、「水温」、「流況」及び「海生動植物」の調査地点予測範囲を漁場及び盤洲干潟沖まで拡大すること。

6 地球温暖化対策

- ・当該事業の実施により、事業実施想定区域における温室効果ガスの新たな発生源が生じることとなることに加え、石炭火力発電が他の発電方法と比較して単位発電量あたりの二酸化炭素発生量が大きいことから、事業の実施にあたっては、現在利用可能な技術を出来る限り採用すること等により温室効果ガスの排出削減に努めるとともに、将来において、利用可能となった温室効果ガス低減技術の導入を検討すること。

7 海洋動植物関係

- ・事業実施想定区域の周辺海域ではすでに立地、稼動している事業場からの温排水の影響を現在も受けており、当該計画の実施に伴い、さらに海水温が上昇することによる漁業や干潟の生物生息状況への影響が懸念されていることから、準備書以降の手続きにおいて、当該計画に係る温排水の影響が漁場、干潟に及ばないことを明確にすること。



市環管第 280 号

平成 28 年 4 月 26 日

千葉県知事 鈴木 栄 治 様

市原市長 小 出 讓 治



(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2 号機建設計画 環境影響評価方法書に対する
意見について (回答)

平成 28 年 2 月 3 日付け環第 775 号にて依頼のありました件について、別紙のとおり
回答します。

(仮称) 千葉袖ヶ浦火力発電所 1, 2号機建設計画 環境影響評価方法書
に対する意見について (回答)

市 原 市

この計画は、石油化学工業等の大規模な工場が立地する環境負荷の高い京葉工業地域に総出力200万kWの大規模石炭火力発電所を建設するものです。

事業実施区域周辺における現在の環境の状況は、法令による規制に加え、各事業者が千葉県及び周辺市と「環境の保全に関する協定」を締結する等、環境負荷の低減に取り組んできたことにより改善が図られてきた経緯があります。

しかしながら、現在においても微小粒子状物質や光化学オキシダントの環境基準の達成率等が低く、また、東京湾においては、化学的酸素要求量、全窒素、全りん的环境基準が一部未達成の海域があるとともに、赤潮や青潮が多く発生している状況にあります。

また、当該事業実施区域周辺には、住居、学校、病院、特別養護老人ホーム及び既存の工場等もあり、さらに、時期をほぼ同じくして運転を開始する予定の近隣の大規模石炭火力発電所の建設計画もある中、新たな石炭火力発電所の建設及び稼動にあたっては、自然災害等に起因する工場事故、新たな環境負荷に伴う健康被害及び温室効果ガス排出量の増加が懸念されるところです。

したがって、今後の環境影響評価の検討及び実施にあたっては、安全性を重視することはもとより、環境への負荷のより一層の回避及び低減を図るための措置を講じ、周辺住民等からの理解を得ることができる計画としていただくため、最大限の環境配慮を要望するとともに、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 総括的事項

- (1) 本事業を含め、事業実施区域周辺に複数の大規模石炭火力発電所建設計画があるという地域特性に鑑み、温室効果ガス排出削減をめぐる社会情勢及びエネルギー状況等の変化を予測した上で、あらためて電源の燃料を検討し、必要に応じて計画の見直しを行うこと。

なお、新たな事情や事業特性等が明らかになった場合には、施設設備、選定した環境影響評価項目並びに調査、予測及び評価の手法等を適切に

見直すこと。

- (2) 環境保全措置について、その方法等を多角的に検討し、また、評価した上で、最良の方法をもって取り組み、環境への影響のより一層の回避及び低減を図ること。
- (3) 事業実施区域周辺の既設事業場や現在計画されている他の発電所等を含めた環境への影響について、必要な情報の収集に努め、これらを踏まえた調査、予測及び評価を行い、適切な環境保全措置を検討し、その結果を準備書に記載すること。

2 各論

(1) 大気環境について

- ① 大気質に係る各環境要素について、事業実施区域周辺の年間を通じた気象状況や地形等、その地域特性を踏まえた上で、半径20kmの範囲にとらわれることなく慎重に調査範囲を設定し、適切に調査、予測及び評価を実施し、環境保全措置の検討を行うこと。
- ② 排ガス処理にあたっては、竣工に至るスケジュール及び今後の技術開発の動向に応じ、利用可能な最善の措置を講じ、硫黄酸化物、窒素酸化物及びばいじん等の環境負荷を可能な限り低減すること。
- ③ 高品質で有害物質の少ない石炭を選定すること。また、準備書において、使用する炭種及び石炭性状、炭種等の相違による環境負荷の予測及び評価を明らかにすること。
- ④ 施設稼働後の定期修繕や各種設備機器の故障時等における周辺環境に対する短期的な影響について、必要に応じて各環境要素に係る予測及び評価を行い、適切な環境保全措置の検討を行うこと。

(2) 温室効果ガス等について

- ① 超々臨界圧 (USC) 発電よりも温室効果ガス排出量の少ない LNG コンバインドサイクル発電等の方式を採用するに至らなかった理由をわかりやすく説明すること。

また、他の化石燃料を使う発電方式よりも優れている点等、データを用いてわかりやすく説明すること。

- ② バイオマス混燃について、使用するバイオマスの種別、年間利用量、

確保の方法等を具体的に準備書に記載すること。

3 その他

- (1) 具体的な災害対応策についても積極的に情報公開を行うとともに、丁寧かつ適切な説明を行うこと。
- (2) 事後調査の項目及び手法、環境影響の程度が著しい場合の対応方針、結果の公表等については、安全側に立ち、慎重に検討し、その結果を準備書にわかりやすく記載すること。